

## 市議会議員政治倫理条例について

### ■条例の説明・解説

議員の政治倫理条例は、市民に信頼される議会づくりを進めるため地方自治体が独自に定める条例です。

### ■条例制定の理由

#### 経過・背景

議員の政治倫理条例とは、一般的には、地方自治の政治倫理を確立していくことで、議員が公正な職務執行をなすことにより議会運営が適正に行われることを目指しているものです。

政治倫理条例は、昭和58年に大阪府堺市が全国で初めて制定しました。そのきっかけは、「収賄事件で有罪判決が確定した一市議の居座り」でした。それ以降、「自治体の首長や議員など住民を代表とする公職者が、その権限や地位の影響力を不正に行行使して、自己または特定の第三者の利益を図ることを防止する」ことを目的とする条例として、全国に広がっていきました。

当初は政治とカネの問題が主な規制の対象でしたが、近年は議員の多種多様な不祥事が見られるようになってきたため、政治とカネの問題に限らず、「議員の職責にふさわしくない行為があったときに、議会として何らかの対処をせざるを得ない」ようになってきており、それを受け、規制目的や対象も多様化してきています。

また、最近に制定・改正が行われた条例は、ハラスメントや情報発信等の基準を設け、社会一般の情勢に適応する規定となっています。

### ■本市条例の逐条解説

#### 目的（第1条関係）

条例の位置づけは、福知山市議会基本条例(平成24年条例第31号)の趣旨を実現するために制定されるものです。

議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することにあります。

政治倫理が守られていない状態にならないための「事前の予防」と、政治倫理が守られなかった場合の「事後の回復」の、2つの側面があります。

#### 議員の責務（第2条関係）

議員に対し、市民全体の代表者として、その役割の自覚と使命の達成に努める義務があることを示しています。

議員は不正な働きかけがあったときはこれに応じず、議員が政治倫理に反する事実があると疑われた場合、自ら説明責任を果たし、疑いを晴らすように努めなければなりません。

#### 議員への働きかけの禁止（第3条関係）

議員に対する政治倫理に違反する働きかけを禁止しています。

#### 宣誓（第4条関係）

議員は、本条例の内容を理解し、遵守する旨の宣誓をしなければならないことを規定しています。

#### 政治倫理基準（第5条関係）

条例の目的を達成するために、議員が遵守すべき事項を「政治倫理基準」として列挙します。

政治倫理基準を遵守することが、「資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行」を達成していくための前提であり、これらに反する行為は、申立て及び審査請求の対象になります。

政治倫理基準を明示し、議員にとって何をしてはならないかが明確となることにより、①議員の自己規律の指針になること、②市民、職員、議員が、審査請求をすることの要件が明確になること、③議員にとって想定しない理由での恣意的な審査請求を防ぐことが期待できます。

政治倫理基準は、本条例の目的を達するための基準であり、政治倫理とは無関係な私人としての行為まで規律するものではありません。ただし、私人としての行為でも、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なう現実的なおそれがある場合は対象になります。

なお、議員として特に注意しなければならない法律(地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法など)の遵守や、市民としての義務(納税や保険料の納付など)の履行は当然のこととなります。

## 議員が遵守すべき事項

号	禁止行為	説明
(1)	名誉の毀損、不正の疑惑	議員として品位・名誉を確保し、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
(2)	他人の名誉・人格を損なう発言・情報発信	議員としての発言又はSNS等の情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。
(3)	寄付の受領	政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付を受けないこと。議員の後援団体にあっても、同様とする。
(4)	金品、飲食等の授受	その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等を授受しないこと。
(5)	有利又は不利となる働きかけ	市、一部事務組合又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者等が行う許認可、請負・その他の契約等に関して、特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
(6)	議会での自己・親族への有利な発言	議会の会議で自己・親族の一身上の発言、有利な発言をしないこと。
(7)	市職員等の人事への不当な関与	市職員・指定法人等の職員の人事(職員の採用、昇任、降任等をいう。)に関して、不当な関与をしないこと。
(8)	市職員等への職務執行の妨げ、不正な行為をするよう働きかけ	市職員・指定法人等の職員の公正な職務執行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
(9)	市等への要望の強要	市職員・指定法人等への申入れ・要望を強要しないこと。
(10)	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布による人権侵害	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布等により人権侵害、不快にさせる行為をしないこと。
(11)	地位を利用した嫌がらせ、強制・不当圧力	その地位を利用した嫌がらせ、強制・不当に圧力をかける行為をしないこと。
(12)	差別的な取扱い・人権侵害	差別的な取扱い・言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
(13)	反社会的勢力との関与	暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
(14)	職務上知り得た情報の不当な使用、漏洩・伝達	職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者に漏洩・伝達しないこと。
(15)	職務を妨げる要求の受容	誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
(16)	第三者への政治倫理基準に反する行為の依頼	第三者に依頼し、政治倫理基準に反する行為をさせないこと。
(17)	信用失墜行為	前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

## 請負等に関する制限(第6条関係)

地方自治法第92条の2は、議員が関係私企業へ就職することを制限するものですが、議員が規定を遵守するとともに、市民等が違反を発見した場合は申立てや審査請求を行うことを期待しています。

## 政治倫理基準の違反に関する申立て等(第7条関係)

早期の解決を図る方法として、政治倫理基準に違反する行為について、有権者、職員又は議員は、議長に対し、申立てをすることができます。申立ての手続き、期限、処理方法等を規定しています。

## 審査請求(第8条・第9条関係)

政治倫理基準に違反する行為の存否について、有権者又は議員は審査を請求することができます。審査請求の条件、手続き、期限、処理方法等を規定しています。

## 審査会の設置(第10条関係)

議員の政治倫理基準違反を審査する機関である審査会を設置します。

**審査、調査、意見陳述（第11条・第12条・第13条関係）**

審査会は、政治倫理基準に違反しているかどうかについて審査します。

審査にかかる事情聴取・資料の提出、協力義務、弁明の機会等を規定しています。

**審査結果（第14条・第15条関係）**

審査結果の報告、措置、対象者への通知を規定しています。

**措置（第16条関係）**

議員は、政治倫理基準に違反していると認められたときは、これを尊重し、政治倫理の確保措置を講ずべきこととしています。

議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を確保するため、議会の講ずる措置を規定しています。

**公表（第17条関係）**

審査結果の報告、措置等の概要を速やかに公表します。